

大口・多頻度割引制度の利用に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、山形県ハイウェイ事業協同組合（以下「協同組合」という。）がE T Cの利用を前提とした大口・多頻度割引制度のために発行するE T Cコーポレートカード（以下「カード」という。）の利用について規定する。

(定義)

第2条 この規則の中で用いられる用語は、別段の定めがない限り、以下のように定義する。

- (1) 高速道路 東日本高速道路株式会社（以下「窓口会社」という。）中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「三会社」という。）が管理する高速自動車国道をいう。
- (2) 高速道路等 高速国道及び「三会社」が管理する一般有料道路のうち三会社がカードを利用可能な道路として指定するものをいう。
- (2)の2 割引対象一般有料道路 大口・多頻度割引の対象となる京葉道路及び東京湾アクアラインをいう。
- (3) 本四会社 本州四国連絡高速道路株式会社をいう。
- (4) 本四高速 本州四国連絡高速道路のうち本四会社が指定するものをいう。
- (5) 首都会社 首都高速道路株式会社をいう。
- (6) 首都道路 首都高速道路のうち首都会社が指定するものをいう。
- (7) 阪神会社 阪神高速道路株式会社をいう。
- (8) 阪神高速 阪神高速道路のうち阪神会社が指定するものをいう。
- (9) 公社 有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号）第2条第1項に基づく公告を行った地方道路公社をいう。
- (10) 公社道路 公社が指定する道路をいう。
- (11) カード取扱道路管理者 本四会社、首都会社、阪神会社及び公社を総称する。
- (12) 後納料金 カードを利用して通行した高速国道等の利用額（割引制度に基づく割引が適用された場合は、割引後の額）並びにカードを利用して通行した本四高速、首都高速、阪神高速、及び公社道路の利用額（カード取扱道路管理者分の通行料金に対して、カード取扱道路管理者がそれぞれ所定の方法により定める割引が適用される場合は、カード取扱道路管理者がそれぞれ指定する額）をいう。
- (13) E T C利用規程 有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号）第2条第2項に基づき定められた「E T Cシステム利用規程」及び「E T Cシステム利用規程実施細則」をいう。
- (14) E T Cシステム E T Cシステム利用規程第2条に定める無線通信により通

行料金の支払いに必要な手続きを自動的に行う仕組みをいう。

(15) 車載器 ETCシステム利用規程第2条に定める車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機をいう。

(16) セットアップ ETCシステム利用規程第2条に定める車載器に通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすること。

(ETCの利用を前提とした大口・多頻度割引制度の取扱いを受けることができる者)

第3条 次の各号に該当する者は、この規則によるETCの利用を前提とした大口・多頻度割引制度（以下「割引制度」という。）の取扱いを受けることができる。

(1) 協同組合の組合員

(2) 本規則、ETC利用規程、ETCコーポレートカード・ETCスルーカード/利用に係る個人情報保護方針及び協同組合が別に定める細則等のすべてを承諾のうえ、「カード利用申込書」（その1）（その2）（その3）（別記様式1）（以下「利用申込書」という。）を提出し、受理された者

(3) 割引制度の取扱いの承認を受けるに先立って、最近1年間における高速道路の利用実績月額のうち最高月額（当該期間に納入実績がない場合は、見込額）の2倍に相当する金額を、協同組合が指定する預金口座に通行料金保証金（以下「保証金」という。）として預託した者

(4) 現に割引制度の取扱いについて承認を受けていない者

(カードの利用範囲)

第4条 カードの利用範囲は、有料道路自動料金収受システム（以下「ETC」という。）を使用している道路で、高速道路等及び本四高速のいずれかを利用する場合に、通行料金の支払いに利用することができる。

2 前項に定める高速道路等及び本四高速のほか、首都高速の料金所及び阪神高速の料金所において、通行料金の支払いに利用することができる。

(割引制度の取扱い手続きの申請)

第5条 組合員は、割引制度の取扱いを受けようとする場合、「利用申込書」を協同組合に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出にあたっては、セットアップされた車載器と車載器管理番号の届出がなされた車両と同一である車両（以下「登録車両」という。）の自動車検査証の写しを1通ずつ添付しなければならない。

3 組合員は、前項の規定により提出した書類について、その後その内容に変更があったときは、「届出事項変更届」（別記様式2）を速やかに協同組合に提出しなければならない。

(保証金の預託等)

第6条 組合員は、割引制度の取扱いを受けようとするときは、協同組合に対して

第3条第3号に規定する保証金を預託しなければならない。

- 2 協同組合に預託された保証金の利息は、協同組合に帰属するものとする。
- 3 協同組合は、前第1項の定めにより保証金の預託を受けた場合は、協同組合所定の保証金を預かったことを証する書類（以下「保証金預り証」という。）を発行する。
- 4 組合員は、前項の保証金預り証を、第三者に貸与し、譲渡し、質入し、又は担保に供することはできない。

（保証金額の追加等）

第7条 協同組合は、組合員の月間のカード利用料金額が、あらかじめ協同組合に預託した保証金額の50%を超えたとき、または最近2ヵ月間のカード利用料金額が保証金額の65%を超えたときは、直ちにその組合員に対して超過した額を追加保証金として預託させることができる。

- 2 組合員は、協同組合から追加保証金の預託について請求があったときは、請求を受けた日から10日以内に協同組合が指定する預金口座に追加保証金として預託しなければならない。

（カードの貸与と取扱い）

第8条 協同組合は、組合員に対し、登録車両ごとにカードを貸与する。

- 2 組合員は、前項の規定により貸与されたカードを受領したときは、「カード受領書」（別記様式3）を協同組合に提出し、以後カードの使用、管理に関する責任を負うものとする。また、組合員は、カードを第三者に貸与し、譲渡し、質入し、又は担保に供することはできない。

（割引率）

第9条 協同組合は、カードを貸与された組合員が、1ヵ月ごとに高速道路等を利用した金額を基準として、三会社が定める「車両単位割引」と「契約単位割引」をもとに、その利用料金割引率を定めるものとする。

- 2 具体的な割引率については、別に定める「大口・多頻度割引制度の利用に関する規則施行細則」（以下「施行細則」という。）によるものとする。

（後納料金等の請求方法）

第10条 協同組合は、組合員が1ヵ月ごとに高速道路等を利用した料金の総額から、前条の規定及び別に定めた施行細則に基づいて算出した割引額を差し引いた金額を、各組合員に対して請求するものとする。

- 2 組合員は、前項により請求された金額を第14条で定める支払い方法により、定められた期日までに遅滞なく支払わなければならない。

（カード取扱手数料等の支払い）

第11条 協同組合は、窓口会社から貸与を受けたカードの枚数に応じて、取扱手数

料として、窓口会社が定めた額を後納料金等の支払い時に、合算して各組合員に請求するものとする。なお、協同組合は、上記取扱手数料を一括して窓口会社に納めるものとする。

2 カード取扱手数料等の支払いは、次表により行うものとする。

1 新たに貸与したカードに係る取扱手数料	当該カードの引き渡し期日の属する月の翌月
2 毎年4月1日において既に貸与しているカードに係る取扱手数料	当該年の5月
3 亡失等を理由にして再発行したカードに係る取扱手数料	当該カードの引き渡し期日の属する月の翌月

(指定取扱い金融機関等)

第12条 組合員は、次に掲げる金融機関のいずれかに、第13条第4号に規定するあらかじめ指定する振替のための預金口座を開設するものとする。

- (1) 株式会社山形銀行
- (2) 株式会社荘内銀行
- (3) 株式会社きらやか銀行
- (4) 株式会社七十七銀行
- (5) 山形信用金庫
- (6) 米沢信用金庫
- (7) 鶴岡信用金庫

(後納料金等の支払方法)

第13条 後納料金等の支払方法は、次の各号により行うものとする。

- (1) 組合員が月間中に利用した割引料金の請求資料を、その翌月18日ころ、三会社から協同組合が受領する。
- (2) 協同組合は、受領した請求資料に基づいて、高速道路等を利用した月日・カード番号・通行区間名及び利用料金額、ならびに利用料金の合計額・割引額・差引請求額等を明らかにした組合員別の「高速道路料金カード利用明細」及び「高速道路割引料金等請求書」を作成し、同月の22日ころまでに各組合員に送付し、後納利用料金の請求を行う。
- (3) 請求書の送付を受けた組合員は、その内容を利用状況等と照合して、正誤を確認する。
- (4) 協同組合は、割引額を差し引いた利用金額を、同月25日（当日が休日の場合は金融機関の翌営業日）に、あらかじめ組合員が指定した預金口座から振替によって領収する。

(後納料金等の振替支払いの遅延等に対する措置)

第14条 協同組合は、組合員に対して後納料金を請求したとき、預金不足等の事由

により、その者の預金口座から振替が不能になったときは、あらかじめその者が預託した保証金を取崩して充当するものとする。この場合、組合員は直ちに取崩された保証金を預託しなければならない。

- 2 協同組合は、前項に規定した事態が、連続して2ヵ月若しくは1年間に3回以上あった組合員に対しては、適切な指導又は警告を行うものとする。
- 3 協同組合は、前項の指導又は警告を行った後においても、なお、同様の事態が起きた組合員に対しては、理事会の決議で退会を求め、又は定款第14条により総会で除名することができる。

(カードの紛失等の届)

第15条 組合員は、カードを紛失、盗難等によりカードを亡失したときは、直ちに、「カード紛失等届」(別記様式4)を協同組合に提出すること。

- 2 カードを紛失あるいは盗難にあったときは、所轄警察署へ届け出るとともに、協同組合に届け出ること。
- 3 組合員は、前1項の規定により「カード紛失等届」を提出した後、紛失等したカードを発見したときは、速やかに「カード発見届」(別記様式5)を提出しなければならない。この場合において、組合員は協同組合が指示するまで発見したカードを使用してはならない。

(カード紛失等の責任)

第16条 カードを紛失等した組合員は、その事由の如何にかかわらず、紛失等したことにより生ずる一切の責任を負わなければならない。

- 2 カードを亡失したときは、別に定める施行細則により、一定額の手数料を協同組合に支払わなければならない。

(カードの追加発行)

第17条 組合員は、その所有する車両の増加等によりカードの追加発行を必要とする場合、「カード追加発行申込書」(別記様式6)及び添付書類を協同組合に提出して交付を受けることができる。この場合において、当該組合員は、月間のカード利用料金額が、あらかじめ協同組合に預託した保証金額の50%を超えるおそれがあるとき、または最近2ヵ月間のカード利用料金額が保証金額の65%を超えるおそれがあるときは、超過予想額以上の額を追加保証金として協同組合が指定する預金口座に預託しなければならない。

(カードの再発行)

第18条 組合員は、カードを紛失等した場合等で、カードの再交付を受けようとするときは、第15条の規定における「カード紛失等届」を提出した日から起算して1ヵ月以内に限り、「カード再発行申込書」(別記様式7)を協同組合に提出して再発行の申請を行うことができる。

- 2 組合員は、前項に定めるカードの再発行を受けている場合において、紛失等し

たカードを発見したときは、速やかに「カード発見届」(別記様式5)と「カード返却届」(別記様式9)を添え、発見したカードを協同組合に返却しなければならない。

- 3 組合員は、カードの破損又は変形した場合等で、カードの再交付を受けようとするときは、「カード再発行申込書」(別記様式7)に破損又は変形した場合等のカードを添えて協同組合に提出し、再発行の申請を行うことができる。
- 4 組合員は、登録車両の登録を抹消し、代わって新たな車両を登録する場合、「登録車両入替届」(別記様式8)を提出しなければならない。この場合、カードの利用については、新たな車両のカードが交付されるまでの間、旧車両のカードを新たな登録車両に利用することができる。

(カードの交換)

第19条 組合員に貸与したカードは、交換期限(カード上に表示された月の月末までとする。以下同じ。)が過ぎたものは、利用できない。

- 2 カードの交換を申し込む組合員は、協同組合が特に指定する場合を除き、交換期限の6ヵ月前までに「カード利用交換申込書」(別記様式10)を協同組合に提出する。
- 3 協同組合は、交換期限経過後の新たな利用期間における後納料金等の支払いが保証されていることを確認した後に、交換期限を更新したカードを貸与する。
- 4 第8条の定めは、交換期限を更新したカードを貸与する場合について準用する。

(割引制度利用の解約等)

第20条 組合員は、カード利用の必要がなくなったときは、原則として、その期日の2ヵ月前までに申し出なければならない。ただし、特別の事由により期日前に届け出ることができなかつた場合は、カード利用の必要がなくなったとき速やかに提出するものとする。

- 2 前項の場合は、割引制度の取扱いを受けなくなった日以後、速やかに貸与されているカード全部を「カード返却届」(別記様式9)に添えて協同組合に返納するものとする。
- 3 協同組合は、前2項の規定により割引制度の利用を解約した組合員に対し、預託を受けている保証金を全額返還しなければならない。

(カードの一部返却)

第21条 複数のカードの貸与を受けている組合員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに「カード返却届」(別記様式9)を添え、不要となったカードを協同組合に返却しなければならない。

- (1) 登録車両の一部を利用しなくなったとき。
- (2) 登録車両の一部について、セットアップした車載器を正当に保有しなくなったとき。
- (3) その他、組合員の事由によりカードの一部が不要となったとき。

(カードの利用期間の満了)

第22条 組合員が、第19条に定めるカードの交換期限の満了前に更新をしなかったときは、カード利用が解約されたものとみなす。その場合は、組合員は速やかに「カード返却届」(別記様式9)を添え、カードを協同組合に返却しなければならない。

(協力義務)

第23条 組合員は、次に掲げる事項について協力するものとする。

- (1) 交通事故の防止に関する事。
- (2) 交通マナーの向上に関する事。
- (3) 車両制限令の遵守に関する事。
- (4) 原因者負担金の速やかな支払いに処する事。
- (5) その他協同組合が必要と認める事項

(警告)

第24条 組合員は、カードの利用に関して、協同組合から警告を受けたときは、これに従い直ちに是正しなければならない。

(ペナルティ委員会の設置)

第25条 協同組合は、第26条に該当する項目について、適切に対応するために、諮問機関としてペナルティ委員会を設置し、判断を求めるものとする。

2 同委員会の細則は、別に定める。

(ペナルティ措置)

第26条 協同組合または組合員は、三会社のカード利用約款(協同組合にあっては第33条及び同2項の「ペナルティ措置」を準用)に規定されたペナルティの対象要件に該当する場合、窓口会社よりペナルティ措置を受けることとなる。

2 前項の具体的内容は、協同組合が窓口会社から貸与されているカードの全部又は一部について、割引の停止、利用の停止及び協同組合と窓口会社との契約者資格の取り消し等の措置となる。

3 協同組合は、窓口会社によりペナルティ措置を受けた場合、窓口会社からの措置の如何に関わらず、当該組合員に対し、第27条4項、第28条5項及び第29条5項の全部又は一部に基づき、ペナルティ委員会に諮り、その結論を基に適切な措置をとることとする。

(後納料金の割引の停止)

第27条 協同組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当する場合、1年以内の期間を定めて組合員の後納料金の割引を停止することができる。

- (1) 高速道路等において、カードの利用の有無にかかわらず不正な方法で通行料金を免れ、または免れようとしたとき。

- (2) 組合員が、割引料金等の支払いを第14条第4項に定める期限を著しく遅延したとき。
- (3) 組合員が、この規則に違反したとき。
- (4) 組合員が、カード利用者として不適当な行為をしたと協同組合が認めたとき。

(カードの利用の停止)

第28条 次の各号のいずれかに該当する場合、協同組合は1年以内の期間を定めて組合員のカードの利用を停止することができる。

- (1) 後納料金の割引停止期間中において、組合員が前条第1項に該当する行為をしたとき。
 - (2) 組合員が、前条第1項に該当する行為をしたときで、かつその情状が重いと
 - (3) 再三の警告にもかかわらずその行為があらたならず、今後も改善が望めない
 - (4) 後納料金の支払いが危ぶまれる事由が発生したと協同組合が認めたとき。
 - (5) 組合員が、カード利用者として、著しく不適当な行為をしたと協同組合が認めたとき。
- 2 前項の定めにより、カードの利用を停止された組合員は、直ちにカード全部に「カード返却届」を添えて協同組合に提出するものとする。

(カード利用の承認の取消し)

第29条 次の各号のいずれかに該当する場合、協同組合は組合員のカードの利用の承認を取り消すことができる。この場合は、組合員は直ちに「カード返却届」にカードを添え、協同組合に提出するものとする。

- (1) カード利用の停止期間中において、組合員が第27条第1項に該当する行為をしたとき。
- (2) 後納料金を支払うことが著しく困難であると認められるとき。
- (3) 組合員がカードを他の者に利用させ、違反行為をしたとき。
- (4) 組合員がカードを改変したとき。
- (5) 組合員の違反等により、窓口会社から協同組合に対してペナルティが課せられ、かつ、その内容が悪質と判断されたとき。

(組合員の違反により協同組合が割引停止になった場合の損害賠償)

第30条 次号に該当する場合、協同組合は組合員に賠償請求する権利を有する。

- (1) 組合員の重大な違反により、協同組合が、窓口会社から1年以内の期間を定めて割引停止処分を受けた場合は、当該組合員に対し、停止期間の割引額に相当する金額のうちの全部または一定額を、損害賠償金として請求する権利を有する。

(割引業務等の委託)

第31条 協同組合は、この規則に定める割引制度にかかる業務を円滑かつ正確に処理するため、その一部を、社団法人山形県自家用自動車協会に委託するものとする。

2 前項の業務の委託に関しては、別に双方が業務委託契約を締結して行うものとする。

(契約書の取り交わしについて)

第32条 協同組合は、カードを利用する組合員との間で、カードの管理、保証金、後納料金の割引等、重要かつ必要な項目について、別に定める「高速道路後納料金大口・多頻度割引制度利用に関する契約書」を取り交わすものとする。

2 前項の契約書については、本契約の成立を証するため、本証2通を作成し、協同組合、カードを利用する組合員双方が、記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

(三会社の規程等の準用)

第33条 三会社が定めた次の規程等については、協同組合の規程等に準用する。

(1) 「ETCシステム利用規程」及び「ETCシステム利用規程実施細則」

(2) 「ペナルティ措置」。なお文中にある「契約者」とは協同組合、「カード利用者」とは組合員を意味する。

(別の定め)

第34条 この規則の施行に関して必要な細目は別に定める。

附 則

この規則は、平成2年7月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成8年2月26日から施行する。 (一部改正)

附 則

この規則は、平成10年2月17日から施行する。 (一部改正)

附 則

この規則は、平成11年5月14日から施行する。 (一部改正)

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。 (一部改正)

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。 (一部改正)

附 則

この規則は、平成18年5月12日から施行する。 (一部改正)

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。 (一部改正)